

○厚生労働省告示第三百七十九号
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和五年一月一日から適用する。
 令和四年十二月二十八日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
I~V (略)				I~V (略)			
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	品 名	単 位	材料価格	VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	品 名	単 位	材料価格
001 (略)				001 (略)			
002 歯科铸造用14カラット金合金 インプレー用 (JIS適合品)		1g	6,512円	002 歯科铸造用14カラット金合金 インプレー用 (JIS適合品)		1g	6,493円
003 歯科铸造用14カラット金合金 鉤用 (JIS適合品)		1g	6,495円	003 歯科铸造用14カラット金合金 鉤用 (JIS適合品)		1g	6,476円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)		1g	6,645円	004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)		1g	6,626円
005 歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)		1g	6,472円	005 歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)		1g	6,453円
006 歯科铸造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 JIS適合品)		1g	3,711円	006 歯科铸造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 JIS適合品)		1g	3,481円
007~009 (略)				007~009 (略)			
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 JIS適合品)		1g	4,226円	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 JIS適合品)		1g	4,052円
011 歯科铸造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)		1g	144円	011 歯科铸造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)		1g	145円
012 歯科铸造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)		1g	177円	012 歯科铸造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)		1g	178円
013~069 (略)				013~069 (略)			
VII~IX (略)				VII~IX (略)			